

著作物再販制度の取扱いについて

平成 10 年 3 月 31 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、独占禁止法適用除外制度の見直しの一環として著作物の再販適用除外制度（以下「著作物再販制度」という。）の廃止の是非について検討を行ってきた。この問題について、「再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会」（座長 鶴田俊正専修大学経済学部教授。以下「研究会」という。）に対し、多様な観点から検討することを依頼したところ、先般、同研究会から、

- ① 競争政策の観点からは、現時点で著作物再販制度を維持すべき理由に乏しく基本的には廃止の方向で検討されるべきものと考えられる
- ② 本来的な対応とはいえないが、間接的ではあれ著作物再販制度によってこれまで著作権者等の保護や著作物の伝播に携わる者を保護する役割が担われてきているという点については、文化・公共的な観点から、配慮する必要があり、したがって著作物再販制度を直ちに廃止することには問題があると考えられる
- ③ この際、それぞれの関係業界において、各種の弊害のは正に真剣な取組を開始すべきものと考える

との提言を受けた。

公正取引委員会は、この提言や行政改革委員会最終意見（平成 9 年 12 月）を踏まえ、また、関係者からの意見聴取等を行い検討してきたが、このたび、著作物再販制度について、以下のように取り扱うこととする旨の結論を得た。

1 公正取引委員会は、独占禁止法第 24 条の 2 第 4 項に規定する著作物については、今まで、書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用 CD をその対象品目として取り扱っているところである。

著作物再販制度については、研究会の提言にあるとおり、競争政策の観点からは、廃止の方向で検討されるべきものであるが、本来的な対応とはいえないものの文化の振興・普及と関係する面もあるとの指摘もあり、これを廃止した場合の影響について配慮と検討を行う必要があると考えられる。したがって、この点も含め著作物再販制度について引き続き検討を行うこととし、一定期間経過後に制度自体の存廃についての結論を得るのが適当であると考えられる。

公正取引委員会は、上記結論を得るまでの間において、著作物再販制度の対象品目を上記 6 品目に限定して解釈・運用していくこととする。

(問い合わせ先) 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課
電話 03 (3581) 3371 (直通)

Web6 「著作物再販制度の取扱いについて」（平成10年3月31日） 公正取引委員会

2 一方、著作物再販制度を利用するかどうか、また、どのような態様のものにするかは、個々の発行者の自主的な判断によることが基本であり、発行者が共同して利用するものであってはならない。さらに、その利用に当たっては、消費者の利益を不当に害することとなってはならず、また、発行者の意に反してはならないものである（第24条の2第1項ただし書）。しかし、これまで我が国における著作物再販制度は、関係業界により硬直的・画一的に用いられてきた傾向があり、結果として消費者ニーズへの対応や利便の向上を損なったり、流通取引に悪影響をもたらしている面もみられる。

研究会によって指摘されているこれらの弊害について、公正取引委員会は、迅速かつ的確にその是正を図ることが重要であるとの観点から、次のような取組を行っていくこととする。

(1) 関係業界に対して、消費者利益確保の観点から、特に次のような点について是正措置を講ずるよう求め、その着実な実現を図っていくこととする。

- 時限再販・部分再販等再販制度の運用の弾力化
- 各種の割引制度の導入等価格設定の多様化
- 再販制度の利用・態様についての発行者の自主性の確保
- サービス券の提供等小売業者の消費者に対する販売促進手段の確保
- 通信販売、直販等流通ルートの多様化及びこれに対応した価格設定の多様化
- 円滑・合理的な流通を図るために取引関係の明確化・透明化その他取引慣行上の弊害の是正

(2) 再販制度の運用が不当に消費者利益を害することのないよう、第24条の2第1項ただし書に基づき厳正に対処するとともに、硬直的・画一的な再販制度の運用の是正を図る。このため、適宜、再販制度の利用状況について実態把握・監視を続けていくこととする。また、景品規制の見直しにより競争手段の多様化を図ることとするほか、価格設定の多様化を阻害することのないよう、新聞業における特殊指定（昭和39年公正取引委員会告示第14号）の見直しを行うこととする。

さらに、公正かつ自由な競争の確保・促進を図る観点から、関係業界において共同再販行為、不公正な取引方法等が行われた場合には厳正に対処する。